



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

416	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	1
417	〃	(〃).....	2
418	〃	(〃).....	2
419	〃	(〃).....	2
420	〃	(〃).....	3
421	〃	(〃).....	3
422	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課).....	4
423	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	5
424	社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録	(長寿社会課).....	6
425	指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課).....	6
426	指定障害児通所支援事業者の指定	(〃).....	7
427	指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃).....	7
428	〃	(〃).....	7
429	〃	(〃).....	7
430	救急病院の認定	(医務課).....	8
431	〃	(〃).....	8
432	救急診療所の認定	(〃).....	8
433	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課).....	8
434	公共測量の終了	(技術調査課).....	9
435	都市計画の変更	(都市政策課).....	9
436	〃	(〃).....	9
437	〃	(〃).....	10

○ 公安委員会告示

13	警備員指導教育責任者講習の実施	12
----	-----------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第416号

和歌山県有田郡広川町大字下津木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡広川町

2 調査を行った時期

平成25年4月1日から平成27年1月28日まで

- 3 成果の名称
和歌山県有田郡広川町大字下津木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡広川町大字下津木の一部地区
- 5 認証年月日
平成27年3月31日

和歌山県告示第417号

和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成27年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡広川町
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成27年1月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区
- 5 認証年月日
平成27年3月31日

和歌山県告示第418号

和歌山県日高郡みなべ町徳蔵の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成27年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成27年1月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町徳蔵の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町徳蔵の一部地区
- 5 認証年月日
平成27年3月31日

和歌山県告示第419号

和歌山県橋本市胡麻生の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成27年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成26年8月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市胡麻生の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市胡麻生の一部地区
- 5 認証年月日
平成27年3月31日

和歌山県告示第420号

和歌山県橋本市野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成16年4月6日から平成19年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市野の一部地区
- 5 認証年月日
平成27年3月31日

和歌山県告示第421号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字萩原・笠田中・笠田東の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月11日から平成26年10月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字萩原・笠田中・笠田東の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字萩原・笠田中・笠田東の各一部地区
- 5 認証年月日
平成27年3月31日

和歌山県告示第422号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
 住所 和歌山県紀の川市桃山町調月1758番地の18
 名称 社会福祉法人桃の木会
 理事長 吉井清純
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
 所在地 和歌山県紀の川市桃山町調月1758番地の18
 名称 障害福祉サービス事業マルワック
- (3) 特定施設に関する事項
 別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
 別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
 別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
 平成27年4月10日から同年5月1日まで
- (2) 場所
 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市役所

別表1

種 類	第67号 洗浄施設 (MOX-100)		第67号 洗浄施設 (CBW-12)	
	通常	最大	通常	最大
基 数	1		1	
能 力	100kg/回(40分)		1700kg/時	
使用開始予定年月日	平成27年5月2日		平成27年5月2日	
使用時間間隔	8:00-17:00		8:00-17:00	
1日当たりの使用時間	6時間40分		9時間	
使用の季節的変動	なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	8-9	9-10	5.8-8.6	8-10
生物化学的酸素要求量（BOD）（mg/L）	180	200	180	200
化学的酸素要求量（COD）（mg/L）	120	150	120	150
浮遊物質量（SS）（mg/L）	80	80	80	80
ノルマルヘキサノ抽出物質含有量（n-Hex）（mg/L）	30	50	30	50
窒素含有量（T-N）（mg/L）	15	20	15	20

含有量 (T-P)	(mg/L)	8	10	8	10
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量	(m ³ /日)	15	20	55	110

別表2

種類及び型式	洗濯廃水処理装置				
構造	鉄筋コンクリート製				
主要寸法	W13.0m×L9.0m×H6.65m				
能力	400m ³ /日				
汚水等の処理方式	接触曝気方式				
設置日	平成18年8月				
使用時間間隔	連続				
1日当たりの使用時間	24時間				
使用の季節的変動	なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
水素イオン濃度(水素指数)(pH)		8-9	7-8	8-10	5.8-8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/L)	180	40	200	50
化学的酸素要求量(COD)	(mg/L)	120	40	150	50
浮遊物質(SS)	(mg/L)	80	40	80	50
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(n-Hex)	(mg/L)	30	20	50	30
窒素含有量(T-N)	(mg/L)	15	3	20	6
含有量(T-P)	(mg/L)	8	2	10	4
大腸菌群数	(個/cm ³)	3000以下	3000以下	3000以下	3000以下
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量	(m ³ /日)	259	259	364	364

別表3

		排水口No.1		
		通常	最大	
排出水の量		(m ³ /日)	271.5	381
排出水の汚染状態	水素イオン濃度(水素指数)(pH)		5.8-8.6	5.8-8.6
	生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/L)	41	51
	化学的酸素要求量(COD)	(mg/L)	41	51
	浮遊物質(SS)	(mg/L)	41	51
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(n-Hex)	(mg/L)	19	30
	窒素含有量(T-N)	(mg/L)	3	6
	含有量(T-P)	(mg/L)	2	4
	大腸菌群数	(個/cm ³)	3000以下	3000以下

和歌山県告示第423号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成27年5月27日まで縦覧に供する。

平成27年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成27年3月27日

2 名称

特定非営利活動法人野菊の会

3 代表者の氏名

泉谷恭史

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市中之島382番地の22

5 定款に記載された目的

この法人は、社会的事情によって身寄りの無い、もしくは家族関係が希薄となった高齢者や障害者に対して、あらゆる生活支援に関する事業を行い、もって該当者を社会、行政、病院、福祉施設等に繋ぐことに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第424号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者を次のとおり登録したので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定に基づき公示する。

平成27年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	事業所の名称	事業所の所在地	実施する特定行為の種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	登録年月日
30100009 1	介護老人福祉施設緑風苑（短期入所生活介護）	海南市孟子字波免709-1	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養	社会福祉法人和生福会	海南市孟子字波免709-1	平成 26.10.1
30100009 2	平成デイサービスセンター海南	海南市孟子字波免709-1	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養	社会福祉法人和生福会	海南市孟子字波免709-1	平成 27.1.1
30100009 3	ヘルパーステーションあかり紀の川	和歌山市有本481-3	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	株式会社あかりホーム	和歌山市砂山南二丁目4-17	平成 27.2.1

和歌山県告示第425号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成27年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051600058	学童クラブそよ風2	有田郡湯浅町大字湯浅2721-4	放課後等デイサービス	社会福祉法人ひまわり福祉会	有田郡湯浅町青木564-1	平成27.3.31

和歌山県告示第426号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051600132	なのはな教室	有田郡湯浅町湯浅2344-5	児童発達支援	社会福祉法人ひまわり福祉会	有田郡湯浅町青木564-1	平成27.4.1

和歌山県告示第427号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011400490	Dream Challenge iPlus	海南市日方1521-4 1F	就労移行支援	身体障害者（肢体不自由） 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	株式会社TMネットワーク	海南市船尾98-4	平成27.4.1

和歌山県告示第428号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3022250454	ホームきらり	田辺市新庄町3394	共同生活援助	知的障害者	社会福祉法人南紀のぞみ会	田辺市たきない町21-38	平成27.4.1

和歌山県告示第429号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3012410308	きぼうの木	西牟婁郡上富田町生馬1190-10	生活介護 就労継続支援 B型	特定なし	特定非営利活動法人きぼうの会	田辺市中辺路町栗栖川454-2	平成27.4.1

和歌山県告示第430号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 独立行政法人国立病院機構和歌山病院
- 2 所在地 日高郡美浜町和田1138
- 3 有効期限 平成30年3月31日

和歌山県告示第431号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 那智勝浦町立温泉病院
- 2 所在地 東牟婁郡那智勝浦町天満483-1
- 3 有効期限 平成30年3月21日

和歌山県告示第432号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 高野町立高野山総合診療所
- 2 所在地 伊都郡高野町高野山631
- 3 有効期限 平成30年4月1日

和歌山県告示第433号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営中山間総合農地防災事業市ノ瀬地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成27年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成27年4月13日から同年5月14日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、西牟婁振興局地域振興部農地課及び上富田町産業建設課

和歌山県告示第434号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成27年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（水準測量）

2 作業期間 平成27年1月21日から同年3月20日まで

3 作業地域 和歌山県和歌山市築港地先から和歌山県紀の川市竹房地先まで

和歌山県告示第435号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画道路（3・2・5号松島本渡線）

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県和歌山市和田字佃、深田

吉原字広田

広原字川越

冬野字樋ノ浦、三ツ又

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第436号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画道路（3・3・9号西脇山口線）

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県和歌山市山口西字流坪、藤田字流

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第437号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画道路

- 3・2・5 松島本渡線
- 3・2・6 南港山東線
- 3・3・7 西脇山口線
- 3・3・8 善明寺湊線（廃止）
- 3・3・8 新和歌浦中之島紀三井寺線
- 3・3・10 市駅和佐線
- 3・3・11 和歌山港鳴神山口線
- 3・3・12 今福神前線
- 3・4・13 貴志琴ノ浦線
- 3・4・15 六十谷手平線
- 3・4・16 北島西庄貴志線（廃止）
- 3・4・16 嘉家作府中線
- 3・4・17 紀ノ川駅西庄線（廃止）
- 3・4・18 和佐山口線
- 3・5・19 本町新南線
- 3・1・22 第二阪和国道線
- 3・4・26 布引本渡線（廃止）
- 3・6・34 和歌浦口雑賀崎線（廃止）
- 3・6・35 和歌浦廻線（廃止）

2 都市計画を変更した土地の区域

削除した部分

和歌山県和歌山市北島字内座、鶉ノ島、宇久保里、中ノ坪、池宮、邸内、鶉南ノ坪

野崎字南側、破瀬折

狐島字長畑、宇治部、湊ノ側、西川原、大樋ノ口、長畑、北浦、開根、東淀屋

島橋東ノ丁、島橋南ノ丁、島橋西ノ丁

松江字東来所、東樋ノ口、千本免、千本曲面、仁嶋、西樋ノ口、鶉ノ木、山下、上山

松江東四丁目、松江東二丁目、松江北一丁目、松江北二丁目、松江中二丁目、松江北五丁目、松江北六丁目、松江北七丁目、松江中一丁目、松江中三丁目、松江西一丁目、松江西三丁目

古屋字宮ノ坪、南ノ坪、海面井松、西開、山開、保シ木、五反田、ウルス

西庄字新開、中浜、外浜、荘畑、南西岡、オムラゲ、茶畑、石裏、国ヶ坪、前田、土井、平ノ口、駒ヶ崎、大道畑、八反田、西池ノ内、芝前畑、内作り、七反田、松和田、出口、佃

木ノ本字夏目、小塚、前田、村ノ東、宇津輪坪、石橋、室ノ前、土ノ上ノ坪、前島
榎原字小作、金山、西中道、石ノ坪、東中道、新免、道免、宮ノ前
中字神子田坪、鳥居本坪
福島字小路口、寺面、葎原、宇津堀、川端坪、壹本木、小金堀
栗字重道ノ坪
市小路字石代、天王
梶取字沢之前、森
善明寺字島田、露、江ノ口
船所字久保古、法伝木
楠見中字本傳木、城之口、弾塚
市小路字松ノ花
湊字堤外坪、谷ノ坪、御膳松坪、口ノ坪
松江字向鶴島、外鶴ノ島
湊一丁目、湊二丁目、湊四丁目
中之島字西垣内
西浜字西ノ坪、大浦東山、大浦ノ坪、西山
雑賀崎字溜井谷、泊り上、東
田野字次郎松谷、宮之上、北山、東山
新和歌浦、和歌浦南一丁目、和歌浦西二丁目、和歌浦南三丁目、和歌浦南二丁目
布引字尾寄
内原字向畑、福井原、大垣内、中濱、戒塚、前濱、堀之窪、番田、名田、開キ、岩
崎、上ノ塩田、辻ノ江
冬野字砂山、申和田
谷字鳥居前、馬場東、東日吉
湯屋谷字日吉、花小谷、山ノ下
和佐関戸字河添、貝蔵
布施屋字川原田、高田、南浦、田浦
吐前字田浦、堀田、井戸ノ手、押村
大垣内字田出原、堀溝
東田中字下井、千内
新庄字庄田、明見田、辻之内
下三毛字神木、里ノ前、三毛田、栞原、東山田
上三毛字岡寺、西垣内、東垣内、東山田

変更した部分

和歌山県和歌山市福島字西向坪

梶取字吉原

野崎字中州

狐島字堂山

西庄字早房、後田、北西岡、汐垣内

善明寺字鶴目田

楠見中字久保理

北島字字久保理

東仲間町二丁目

湊字西之坪

西浜字西ノ坪
 新和歌浦、和歌浦西一丁目、和歌浦中一丁目、和歌浦中三丁目、和歌浦東四丁目
 布引字南出
 冬野字蟹田
 谷字池尻
 和佐関戸字太郎坊

- 3 都市計画の案の縦覧場所
 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第13号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成27年4月10日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場所	定員
法第2条第1項第1号の業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（1号）」という。）	平成27年7月1日（水）から同月10日（金）までの土曜日及び日曜日を除く8日間	和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛（合同実施）	30名
1号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（1号）」という。）	平成27年7月6日（月）から同月10日（金）までの5日間		

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習（1号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習（1号）

1号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者は、平成27年5月26日(火)から同月28日(木)まで(各日とも午前10時から午後5時までの間)の間に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(受講受付専用電話:073-423-3344)に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出を行った者を受講予定者とする。

(2) 申込み受付

(1)により、受講予定者となった者は、平成27年6月1日(月)から同月3日(水)まで(各日とも午前9時から午後5時までの間)の間に、4及び5の必要書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること(郵送による提出は、受け付けない。)

(3) 事前申出及び申込み時の注意事項

ア 事前申出は、受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受付担当者からの受講を希望する者又は受講予定者に関する質問等に即答できる者が行うこと(即答できない場合は、受け付けない。)

オ 事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

4 申込み時の必要書類

(1) 新規取得講習(1号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 2の(1)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(1)のアに該当する者

1号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「1号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

(イ) 2の(1)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(1)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(2) 追加取得講習(1号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 1号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(2)のアに該当する者

1号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の(2)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(2)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(2)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(2)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(3) (1)及び(2)に掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の(1)のア、ウ若しくはオ又は2の(2)のア、ウ若しくはオに該当することを誓約する誓約書及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、2の(1)のア又は2の(2)のアに該当する者にあつては、(1)のイの(ア)又は(2)のウの(ア)に掲げる履歴書の提出を省略することができる。

5 手数料

手数料は、和歌山県証紙により納付すること。

(1) 新規取得講習(1号) 47,000円

(2) 追加取得講習(1号) 23,000円

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110 (内線3058、3059)